

2014年度活動方針

重点課題

重点課題1) 震災救援活動

東日本大震災から4年目を迎えた。しかし未だ被災地や障害者を取り巻く問題の多くが解決されず、深刻な状況が続いている。調査の結果、被災地の自治体が建設する復興公営住宅は、岩手、宮城、福島の前被災三県で、計画の3.3%しか完成していないことがわかった。

また岩手、宮城、福島の前被災三県では、東日本大震災後の身体的・精神的疲労が原因で亡くなった『震災関連死』が今も増え続けており、福島県では『震災関連死』が津波や地震による『直接死』を上回ったという報道もなされ、長期化する原発事故の深刻さが浮き彫りになった。

このような状況下で東北関東大震災障害者救援本部(以下、救援本部)は、岩手に2箇所(宮古・大船渡)、宮城に2箇所(石巻・南三陸)、福島に1箇所(郡山)の拠点を軸に救援活動を行ってきた。現在、宮古は日中一時預かり、大船渡は就労継続B型、南三陸は児童デイサービスへと事業移行を予定しており、地域における新たな福祉拠点となりつつある。2014年度も、震災以前より社会資源が不足していたこれらの地域で、今後、息の長い障害者支援ができるように事業化を図り、事業所としての組織整備を支援する。また、今もなおニーズが高い移送サービスについては、各被災地(被災地障がい者支援センター)による対応の他、地域の団体に協力を依頼し、2014年度も引き続き人的・資金的支援を行う。

救援本部としては、各地の拠点が緊急支援活動からサービス事業へと移行し始めていることから、2014年度をもって一定の緊急支援組織としての役割を終えたと判断し、今後は各拠点が安定した組織運営を行っていきけるよう、必要に応じて各拠点からの相談支援機関としての役割を担っていく。

また、「日本障害フォーラム(JDF)東日本大震災被災障害者総合支援本部」への参加により、内閣府への要望書の提出、2015年3月に宮城県仙台市にて行われる「第3回国連防災世界会議」等国内外での障害と防災に関する報告会、ドキュメンタリー映画「生命のことづけ～死亡率2倍 障害のある人たちの3.11～」の上映会等の活動を引き続き行っていく。

1. 被災地障がい者支援センターの運営

- ・被災地の障害者への情報提供、相談支援、移動、その他個別支援の継続。
- ・沿岸部各拠点(大船渡・宮古・石巻・南三陸)が、地域で安定的な活動継続のための組織体制の整備等バックアップを行う。
- ・各拠点が救援活動から継続的な障害者の地域生活支援へと徐々に活動をシフトし、地域の社会資源となるべく事業化の方向性を探り、そのための支援を行う。

2. 原発事故への対応

- ・障害者の一時保養企画と避難のための情報提供、個別支援の実施。
- ・介助体制を維持するための関係事業所の支援、調整。

3. 調査・提言

東日本大震災の教訓を糧に、各地の復興・防災(避難)計画に障害者の視点を反映させるための調査研究・提言を行う。「JDF 東日本大震災被災障害者総合支援本部」をはじめ、震災支援に携わるNPO等と積極的に連携し、自治体、各省庁折衝の継続、障害者の性別・年齢・障害の状態・生活の実態に応じた支援のあり方や防災対策を講じるよう調査・提言活動を継続する。

4. 被災障害者の記録映画

引き続き2012年度に完成した記録映画DVD「逃げ遅れる人々～東日本大震災と障害者

～」を、広く一般に紹介・販売し、障害者を取り巻く課題を共有するため各地で上映活動を行う。

5. 支援金の確保

2014 年度をもって救援本部としての支援金募集は終了し、2015 年度以降は、支援金の窓口をゆめ風基金に一本化する。

6. 機関誌発行による情報発信

機関誌やブログなどを通じて、引き続き被災地の障害者の状況や救援活動についての情報発信を行っていく。

重点課題 2) 障害者権利条約の完全実施に向けて

障害者権利条約（以下、権利条約）の批准と国内法の整備を柱として進められてきた障害者制度改革は、最後の課題であった障害者差別解消法（以下、差別解消法）の成立（2013 年 6 月 19 日成立・2016 年 4 月 1 日施行）と権利条約の批准（2014 年 1 月 20 日批准・同年 2 月 19 日発効）を受けて第 1 ラウンドを終了した。今後は国内における権利条約の完全実施と関係法の実効性の確保が新たな運動課題であり、制度改革第 2 ラウンドの開始となる。

50 条からなる権利条約は、障害に基づく差別や虐待を禁止し、広い分野において権利規定を行っており、広範な取り組みが必要となる。条約の実施に関しては 33 条で「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み」を確保するためのモニタリング（監視）機関の設置を締約国に求めている。さらに、2 年後の 2016 年には障害者権利委員会に日本政府が報告書を作成し提出する義務が生じ、2018 年頃、障害者権利委員会での日本政府審査が行われる予定である。その時に NGO はパラレルレポートを作成し、障害者権利委員会に提出することができる。条約の実施や監視、パラレルレポートの作成、国連への働きかけなど、市民社会、議会、政府に対して、関係団体と連携しながら総合的に取り組む必要がある。

まず、国内の取り組みとして、各省庁の施策や政府報告書作成のための JDF と政府との意見交換会を再開する。権利条約に関して、JDF と政府との意見交換会は 2002 年から 2009 年まで 20 回ほど行っており、DPI 日本会議は JDF 政策委員会条約小委員会の事務局団体として、この間意見を取りまとめてきた。2010 年からの制度改革の間は行われなかったが、これを再開し、政府報告書の作成や各省庁個別の施策に対して積極的に提言していく。

国内の監視については、条約が完全実施されるためのモニタリング機関の設置を当面の課題として取り組むことが必要である。具体的な機関としては、この間の障害者制度改革の経過や障害者基本法において、障害者基本計画の実施状況を障害者政策委員会がモニタリングすることとされている。これを踏まえ、他の団体と協力しながら障害者政策委員会構成員を通じて、議論に積極的に関与していく。

次に、国際的な活動を強化するため、毎年 3~4 月と 9~10 月頃にスイス・ジュネーブで開催される障害者権利委員会や、6 月頃にニューヨークの国連本部で開催される締約国会議に JDF の条約担当団体として積極的に参加する。今後の国内法制度改革の方向性把握のため、障害者権利委員会における各国の質問事項や政府審査の内容を把握し、国内に紹介する。締約国会議では JDF によるサイドイベント開催等を行い、制度改革や政策委員会における日本の経験を当事者参画の事例として世界に紹介する。また、2 年後に障害者権利委員選挙が行われることを見越し、日本人障害当事者委員の選出に向けた取り組みを同時に進めていく。これらの活動に関連して、JDF の関係団体と共に IDA（国際障害同盟）との連携をさらに深めていく。

重点課題3) 障害者の権利法制の確立に向けて

今年度は2011年に改正・施行された障害者基本法の3年後の見直しに向けた取り組みが必要になる。現行障害者基本法は、差別解消法等、障害関連法の理念を定め、2011年に権利条約の批准を見据えた改正を行ったものであり、権利法制確立の基礎となる法律である。2010年12月に障がい者制度改革推進会議がとりまとめた「障害者制度改革の推進のための第2次意見」を参考として、2011年改正時に積み残した課題を整理し、次回改正時に法律に反映させる必要がある。

差別解消法については、2016年4月からの本格実施に向けたスケジュールのイメージを内閣府が示したことから、これを受けた取り組みが求められる。このスケジュールでは、年内に「政府内における基本方針の検討」、「関係団体等のヒアリング」、「障害者政策委員会における議論」を経て、「基本方針原案」(以下、原案)が決定されることから、まずはこの原案にDPI日本会議の考えを反映するための運動が求められる。なお、原案の決定後も、パブリックコメントの提出等が予定されていることから、その時々的情勢に応じた取り組みも必要である。さらに今年度から各省庁の対応要領や対応指針の作成が本格化する。これに対して、あらゆる方法を動員して当事者の意見を反映させる努力を行う。

2013年11月に明らかになった千葉県社会福祉事業団の施設における虐待による死亡事件からもわかるとおり、虐待事件が後を絶たない。DPI日本会議としては関係団体と連携しながら、個別の案件への積極的な対応を行うとともに、2015年の障害者虐待防止法改正に向けた取り組みを進める。

障害者の権利法制の確立に向けた運動は、中央的情勢に応じた運動に併せて、地域や生活レベルでも進めていくことが必要である。具体的な取り組み課題は、障害者の差別をなくすための条例づくりである。DPI日本会議は、地域の関係団体と連携しながら条例制定運動を進めてきたが、さらに、JDF関連の地方組織や広範な団体・個人とともに、地域全体の取り組みとする。同時に行政や議会との関係づくりを進めることも、条例を制定するためには重要である。DPI日本会議としては、引き続き、全国各地の情報収集と地域事情に応じた必要な取り組みの推進と条例を制定した地域における実効性を確保するための検証等が求められる。

また、DPI日本会議の事業として、差別解消法や条例づくり、さらには将来的に国連障害者権利委員会へのパラレルレポート(NGOレポート)の作成に向けて、今年度キリン福祉財団の助成を受け、全国4カ所程度でタウンミーティングを行い、差別事例を収集、分析する。これは単年度事業ではなく中期的な取り組みも見据えたものであり、加盟団体やエンパワメントスクール修了生と共に取り組んでいく。

重点課題4) 国際活動の推進および発展に向けて

近年の国際的な潮流として障害の問題は、もはや社会福祉という狭い領域にとどまらず、社会開発の枠組みの中で論じられてきた。日本ではようやくその流れに即して、「障害と開発」という部門で国際的なレベルで障害が討議されるようになった。しかしこの分野の研究では、諸外国に遅れをとっており、障害当事者の専門家の参加が少ないなどの問題も指摘されている。DPI日本会議は今までの実践を通して、今後も「障害と開発」の分野での啓発や研究での貢献を継続し、積極的に関与していく。

特にアフリカにおける障害の問題に関しては、10年以上にわたるJICAアフリカ障害者リーダー研修実施によって得た専門知識のある団体として、貧困問題や人権、保健などアフリカの諸問題を扱う国内の他の国際協力団体と肩を並べている。国内の市民社会団体の集合体である「動く 動かす」のメンバーの一員として、また2013年6月の第5回アフリカ開発会議(TICAD V)でのサイドイベント開催によって、障害者を取り巻く問題をアピールしてきた。今後もア

フリカの障害者リーダーの研修を継続しながら、元研修生のネットワーク構築・強化を通して、情報交換に努めていく。

2000年に貧困削減や保健分野への世界的な目標を定めたミレニアム開発目標（MDGs）が2015年に達成年を迎える。今後の開発戦略に障害の課題を盛り込むため、障害分野でも2015年以降の国際的開発目標に関する議論が盛んとなってきた。2012年の国連持続可能な開発に関する会議（リオ+20）において、全ての国を対象とした持続可能な開発目標（SDGs）を策定し、ポスト2015の開発戦略に統合することが合意され、現在は、SDGsの内容を中心とした議論が行われている。1992年にブラジル（リオ・デ・ジャネイロ）で開催された環境と開発に関する国際連合会議の流れを受けたSDGsは、当初環境問題を中心とした議論であったが、現在は2015年以降の開発目標の主流となっていることから、障害分野の課題を組み込むことが重要である。DPI日本会議は、他の国際協力に携わる市民団体と連携して、現在のSDGsの議論に対して障害の問題が含まれるよう、日本政府に対して提言・要望を行っていく。

世界のDPIの中でも積極的に活動しているDPI日本会議は、最も多くの加盟国を有するアジア太平洋ブロックの活動の活性化を通してDPIのあるべき姿を世界に提示していきたい。

重点課題5) 地域生活支援の確立に向けて

DPI日本会議が「障害者の地域生活確立の実現を求める全国大行動実行委員会」（以下、全国大行動）等を通じて、長年要望してきた重度訪問介護の対象拡大が総合支援法に盛り込まれた。しかし、2014年度からの実施に向けて、当初厚生労働省が示した運用案は、『行動援護前置』（まずは行動援護を使って、行動障害が落ち着いてきたとの判断がなされた人でないと、重度訪問介護を使えないという仕組み）という条件であった。DPI日本会議から尾上事務局長が重訪拡大の検討委員会に入っていたことから、何とかこの『行動援護前置』の条件は外すことができたが、対象者条件に行動援護相当（＝障害支援区分で行動障害10点以上）という制限が残った。引き続き、対象とならない者への拡大等、すべての障害に対するパーソナルアシスタンス（通勤通学、就労就学中、入院中、車の運転中等の場面や、意思決定支援、傾聴等の障害の特性に応じた個別ニーズ）の実現に向けた取り組みを進めていく必要がある。

2月に全国大行動で行った厚生労働省交渉において、この重度訪問の積み残し課題をはじめ、精神科病院の病棟転換型居住系施設の問題、制度の谷間の問題、総合支援法の検討規定を取り上げた。さらににわかに浮上し「第4期障害福祉計画に係る基本指針」に盛り込まれた障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想として、「地域生活支援拠点」というグループホームの大規模化（20名）や小規模施設（30名）の設置を推進するかなのような書きぶりとなった問題等を、どのような組織とメンバーでいつから議論するのかを問うたが、2014年4月時点に至るまで、いまだ明確な動きも情報もない。

扶養義務が強化され、より一層水際で阻止されやすくなる生活保護法の改悪も実施され、更には2015年度には障害者総合支援法（以下、総合支援法）サービスの報酬単価の見直しと障害者基本法の見直し、さらには総合支援法の見直しも控えているため、これから始まる2014年度のこれらの検討議論にどれだけ食い込んで行けるかが重要になる。「骨格提言の段階的・計画的実現」の機会とすべく引き続き、全国大行動での働きかけを粘り強く行う他、内閣府の政策委員会、厚生労働省社会保障審議会障害者部会等へ関与していく。サービス法PTをはじめその他必要に応じてプロジェクトチームなどを作り、調査や政策提言を行えるように取り組む。その際、昨年度までと決定的に違うのは、権利条約が批准され、発効していることだ。障害程度区分判定から支援区分に移行したことによる影響の評価や、支給決定の際に参考にされるサービス等利用計画の活用度合いの評価、セルフプランの採用度なども、「他の者との平等」を謳った権利条約の観点から評価できるよう、事例収集などにも取り組む必要がある。

重点課題6) 交通バリアフリーの推進に向けて

毎年行っている国土交通省との交渉では、要望項目の回答を得るに留まらず、次につながるよう取り組んでいくことが重要である。また、目まぐるしく変わる状況、そして、新たに発生する問題についても、迅速に対応していかなければならない。

今年度、差別解消法の基本方針が出される予定だが、2016年度の施行時には、法がしっかり機能するよう、事前の取り組みを進めていかなければならない。特に今まで報告が上がっている差別事例を整理・分析し、これまで解決されなかった問題を解明させるとともに、交通バリアフリー分野における差別が何であるかを社会に示していく必要がある。

大都市以外でのバリアフリー化が進まないことから地域間格差が広がっている。また、大都市にも無人駅が増えてきているように、実質的な移動の円滑性・安全性が後退するケースも少なくない。

また、東日本大震災の復興においてもバリアフリー化を図ることが基本であり、これからは仮設レベルを脱した積極的な整備を求めて行かなければならない。

バリアフリー障害当事者リーダー養成研修は2014年度において第8期を数える。既に全国各地には150名以上の修了者があり、地域での差別問題の対応等、様々な運動に取り組んでいる。また、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団においては、バリアフリー推進事業の一つとして、交通事業者向けバリアフリー教育訓練研修(BEST研修)を開催している。この研修では障害当事者が講師を担い、単なるノウハウの習得ではなく、障害への理解、コミュニケーションの取り方、ニーズに対する気づきの感覚を磨くことを重視している。このような研修とも協働できるよう、障害当事者リーダーの育成にも努めていく。

2020年オリンピック・パラリンピック(以下、オリ・パラ)東京大会の開催が決定したことから、国は内閣官房に2020年オリ・パラ東京大会推進室を設置し、公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)と東京都は東京オリ・パラ競技大会組織委員会を設立した。それぞれの権限や役割がある中、施設のユニバーサルデザイン及び接遇面において格差があってはならない。施設においては新設、仮設、改修など、既に着手されていると考えられることから、施工前の設計段階に障害当事者の声が反映されるよう取り組んでいかなければならない。DPI日本会議としては、障害当事者の声がしっかり届くようプロジェクトチームを発足させた。そして、これまで関わりが浅かったスポーツ、文化・芸術活動等の分野にも活動の視野を広げていく。また、オリ・パラには海外から多くの障害当事者が訪れることから、様々な航空事業者とのトラブルが起きると考えられる。現在でもハンドル型電動車いす使用者に対して、差別的な『ステッカー制度』により新幹線等デッキ付き車両への乗車拒否が行われているため、今回を機に問題の解決へと結びつけていく。

昨年10月、都内地下鉄駅構内のエスカレーターにおいて、電動車いす使用者が転落し重傷を負うという事故が起きた。原因の究明と再発防止、被害者が補償されるよう取り組む。

重点課題7) 精神障害者の人権と地域生活の確立に向けて

1. 精神科病棟転換型居住系施設の問題

障害者基本法第3条2項は「全て障害者は、どこで誰と生活するかについての機会が確保され、地域社会において他の人々と共生されることを妨げられないこと」を謳っている。しかし、今回また「病棟転換型居住系施設」という精神科病床を介護精神型施設、宿泊型自立訓練施設等に転換していく方向が、昨年10月の検討会で提案された。今年3月より「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」が開催されてきているが、当事者委員の増員すらされない中で検討が進められている。

長期入院による「施設症」は精神科病院や施設では治せないことが長年指摘されてきた。

障害者権利条約の批准・発効の意義を問うものであり、障害種別を超えた課題として「病棟転換型居住系施設」導入の動きに反対した取り組みを進めていく。

2. 精神保健福祉法について

30 数万床という世界一の病床数の多さ、社会的入院者の解消が国の検討会で議論されてすでに 10 年が経過した。精神保健福祉法では保護者制度を規定し、精神障害がある人々の入院・退院・地域社会での生活のサポートを家族におしつけ、当事者の主体性を奪ってきた。確かに保護者制度は名目上「廃止」となったが、医療保護入院の実態は 1 名の医師が判断し、三親等の家族が 1 名同意すれば、患者を精神科病院へ強制的に入院させることができるとした。精神保健福祉法は、強制入院の手続き法であり、精神障害者への隔離収容主義は、1900 年に制定された精神病者監護法からわが国の法制度の根幹となっている。精神医療も一般の医療法の中に組み込まなければならない。そのための手続きを議論していく必要がある。障害者に係る権利擁護機関は、利益相反しない第三者性を担保したところに任せるべきだ。自立生活運動で大切にされている「自分のことは自分で決める権利」「自分の生活は自分で設計する権利」「失敗する権利」などは、精神障害がある人々にとっても当然の権利として、地域社会で生きることを前提とした社会制度を実現するべく取り組んでいく。

3. 「改正道路交通法」および「自動車運転死傷行為処罰法」について

法務省は、道路交通法の改正において、病気の対象にてんかん、統合失調症などを想定し、今後政令で定めるとした。障害を理由にした欠格条項の強化となる法律と捉え、病名ではなく状態像での表記を求めてきた。「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷行為処罰法）」は、飲酒や薬物使用などによる悪質運転と、持病による事故を厳罰化の対象にしている。すでに免許修得や更新時の申告義務の徹底や医師による通報制度などが導入され、罰則も強化されている。このような厳罰化は、対象となった病について偏見差別を助長し、病のある人々を孤立させ、病を隠す方向に追い込み、かえって不幸な事故を誘発することになりかねない。

DPI 日本会議は、障害者欠格条項をなくす会等、関係団体と連携した取り組みを継続していく。

4. 心神喪失者等医療観察法の問題

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（心神喪失者等医療観察法）」には、再犯予測は難しく精神障害者差別である、継続的な治療が困難で信頼関係の下での治療関係が築けない、退院後の受け皿が極めて乏しく結局任意入院や医療保護入院とならざるを得ず入院期間が長くなるばかりの現状が加速するなどの問題があり、廃止を求める。

5. 精神科病院敷地の外で暮らせる自由の保障を

精神科病院敷地の外で暮らせる自由の保障のために、下記のような取り組みを可能にしていくよう、各種の制度や仕組みの実現を求めていく。

閉鎖病棟に、地域福祉施設（地域活動支援センターなど）の情報を提供すること、そして、顔の見える関係（入院経験者を含む）で、院内で話せる茶話会を継続して設けること。交通費は市町村負担とすることは必須である。

本人と地域生活ケア計画を立てる模擬実習を繰り返し入れること。その場には地域生活支援に携わっている関係者らが同席できるようにすること。

その上で、地域のグループホーム等の部屋を体験宿泊できるように確保し、失敗を体験しながらも地域での新たな暮らしに不安を減らせる道を保障すること。

2014 年度から精神障害・知的障害がある人も重度訪問介護の対象となる。しかし、対象は障害支援区分 4 以上、行動障害関連項目で 10 点以上とされており、精神障害者の場合きわめて限られてしまう。長期入院により精神障害と身体障害の重複障害と

なる人も多く、地域生活の基盤の再構築にはきめ細かい支援が欠かせず、重度訪問介護の利用は重要である。精神障害の特性にあった認定と支援のあり方を工夫し、必要な人が利用できるように求める。

社会的入院者の地域移行・定着が遅々として進まない現状にあって、生活保護法の根幹を揺さぶる改悪は大きな打撃となる。社会的入院の解消、地域で生活する権利の実現という点からも、生活保護制度への取り組みを進めていく（所得保障の確立に向けての項も参照）。

重点課題 8) とともに学ぶインクルーシブ教育制度の実現に向けて

1. 文部科学省に対する働きかけ

学校教育法施行令が改正され、形の上では総合的な観点から就学先を決定する仕組みが整えられた。権利条約が批准された今、私たちが長年求めてきた、原則統合を基本とするインクルーシブ教育の実現が求められている。制度改革の総仕上げとなる差別解消法の施行にむけて、2014年度は私たちの教育実践を対応要領・対応指針に載せていく鍵となる年にしたい。文部科学省においては新たに「学習上の支援機器等活用促進事業」や「自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業」がスタートする。政策を通して課題を明らかにし、国に働きかけていかなければならない。

高等教育局で2013年に進められる予定であった「検討会報告（第1次まとめ）」に対するQ&A作成は、対応要領・対応指針作成との絡みで見送られた。第1次まとめそのものは各大学にある程度浸透が図られ、各地で研修なども行われている。しかし加盟団体である全国障害学生支援センターの調査によれば、依然として受験を拒否する大学が存在し、障害学生の入学に消極的な姿勢が続いている。特に独立行政法人化している国公立大学については、各大学（各法人）が独自に対応要領を作成する義務があり、動向を注視していかなければならない。

2. 政策委員会・内閣府関連の取り組み

小・中学校の通常学級・特別支援学級から大学に至るまで、公立学校における障害のある児童生徒学生に対する合理的配慮の提供が法的に義務付けられることとなった。その具体的内容は差別解消法の基本方針や対応要領・対応指針に委ねられており、傍聴活動を続けるとともに、教育に関連する基本方針に着目し、その後の対応要領・対応指針策定に対する各委員への働きかけを行う。また、昨年度とりまとめられた第3次障害者基本計画についてはその進捗状況を見守っていく。

3. 地域での取り組みと介助体制の確立

インクルーシブ教育運動の原点は、一人ひとりの障害をもつ子どもたちが『共に学ぶ』ことを求めて歩む教育実践そのものにある。障害者権利条約推進・インクルーシブ教育推進ネットワーク（インクルネット）とともに、各地で力強い運動を展開する。各地で相変わらず「親の付添い強制」が行われている。こうした強制をなくすよう働きかけを強めていく。また、医療的ケアを伴う子どもへの合理的配慮の充実について引き続き取り組んでいく。

総合支援法見直しは2年後に迫る中、地域生活支援事業の移動支援で通学を認めるかどうかは、市町村の判断に委ねられている。この実態を明らかにするためのひとつの取り組みとして加盟団体の協力の下「地域生活支援事業における通学等状況調査」を行い、見直しにむけた根拠を明らかにしていく。

重点課題 9) 障害者雇用と労働権の確立に向けて

障害者雇用については、総合福祉部会の骨格提言に基づき労働への権利、障害に基づく差別

の禁止、職場における合理的配慮の確保することを基本視点として取り組みを進める。

一般就労とされている分野では、2013年6月13日に成立した改正障害者雇用促進法に基づき、厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会において、障害者に対する差別と事業主に提供が義務化された障害者が働くために必要とする合理的配慮の具体的な内容と指針を示すこととされている。DPI日本会議としては、指針等において「募集」「採用」「採用後」等、雇用に関するすべての場面で反映されるよう、引き続きJDF、障害者団体及び日本労働組合総連合会（連合）全日本自治団体労働組合（自治労）日本教職員組合（日教組）等との連携した取り組みを進める。

一方、福祉的就労や第3の働き方とされる社会的雇用・就労等の分野については、賃金補てん、所得補償、利用者負担、公的財政支援の範囲等といった、一般就労とは異なる独自の課題もあることから、引き続きDPI日本会議全国集会（以下、全国集会）やDPI障害者政策討論集会（以下、政策討論集会）等での議論に基づき運動課題を整理し、具体的な取り組みを確認・実施する。

こうした情勢と認識に基づき、障害者雇用と労働権の確立に向けて、DPI日本会議として以下のとおり取り組みを進める。

1. 改正された障害者雇用促進法の実効性を確保する。
2. 総合福祉部会が意見書としてまとめたパイロットスタディの実施と総合支援法附則第3条に基づく障害者の就労課題を改善する。
3. 雇用における賃金補填制度の創設も含めた、賃金、所得保障のあり方について、実効性ある施策を進めるよう国に対して働きかける。また、多用な働き方のあり方と制度化に向けた議論を進める。
4. 障害者雇用・就労に関する労働施策と福祉施策を一体的に提供できる制度及び体制の整備を求める。
5. 職場における合理的配慮を確保するために以下の取り組みを進める。
 - (1) 改正障害者雇用促進法における差別と合理的配慮についての具体的なガイドラインへの意見反映に努める。
 - (2) 職場介助者、ワークアシスタント、ジョブコーチ、手話・文字通訳者の配置・確保等人的援助の充実・拡充を求める。
 - (3) 障害に応じた移動・通勤方法（移動サービス、移動支援等の利用）受験・職場環境整備（点字、音声ソフト・拡大鏡等の使用、駐車場・休憩室の確保等）等の導入・整備を求める。
 - (4) 障害者が必要とする合理的配慮を確保するための制度整備と財源確保を求める。

重点課題10) 次世代当事者リーダーの育成

次世代当事者リーダーの育成は、DPI日本会議にとって喫緊の課題であると同時に、時間をかけて取り組むべき問題である。2013年度にキリン福祉財団の助成により行った「次世代若手障害者リーダー育成・エンパワメント事業」(以下、エンパワメントスクール)の修了生を中心として、今年度も引き続き次世代リーダー育成の取り組みを行う。

2013年度のエンパワメントスクールでは、今後もこの修了生のネットワークを活かし、活動を継続することを決めた。そのために「誰もが違いを認め合い、共に楽しく暮らせる社会にしよう」をビジョンとし、これを基本に今後の具体的な活動を行うこととした。

今後の進め方としては、DPI日本会議の総会・全国集会や政策討論集会、全国自立生活センター協議会（JIL）の総会等、多くの修了生が集まれる場で、このネットワークの活動に関する意見交換と決定を行うと共に、各地域での状況報告、個々の抱える課題等も共有する。

2014年度は、具体的な活動内容を決めるとともに、今後の活動の中心メンバー等の運営体制

についても検討する。また修了生交流や情報交換によるスパイラルアップを図り、DPI 日本会議の様々な事業にも積極的な参加を促す。全国集会静岡大会では、地元の修了生が雇用・労働分科会の担当として参加することに加え、女性障害者分科会にも修了生の 1 人がパネリスト、1 人が担当として参加することとなった。

また、今後の差別解消法のガイドライン作成のための議論に役立てていけるよう、差別事例の収集も予定している。この取り組みによって、障害者の地域間格差の問題も明らかになることが期待される。さらに、差別解消法の普及等をテーマとしたタウンミーティングの実施も検討している。このような取り組みにより、開催地域における差別禁止条例制定の動きが加速し、他団体との連携が強化されるよう活動を行う。

修了生がそれぞれの地域における障害者運動のリーダーとして、全国に広がったネットワークを最大限に活かし、DPI 日本会議の運動の中心メンバーとして活躍できることを目指していく。「誰もが違いを認め合い、共に楽しく暮らせる社会」のビジョンの実現を目標に、意識をより強固なものにすると共に、それぞれが障害者運動の次世代を担う自覚を促進しあい、活動の場を広げていく。

2. その他の事業方針

1) 政策提言事業

障害者の所得保障の確立に向けて

社会保障関係経費の抑制を基調とする政策の流れの中で、生活保護制度をめぐる締めつけが進められ、憲法 25 条に基づくセーフティーネットとしての役割を捨て去るような改悪の動きが目立つ。生活保護の給付水準の引き下げに加え、生活保護制度における扶養義務の強化を図る施策を打ち出すなど、障害者の病院・施設からの地域移行や家族からの自立にとって大きな打撃となる制度改悪が行われようとしている。生活保護法の国会審議では、扶養義務者への文書での通知について、「極めて限定的な場合に限る」との確認答弁がなされた。しかし、2月にパブリックコメントにかけられた省令案では、DV 被害者等を「例外」として原則通知する、扶養義務強化が打ち出された。1,000 件を超える多数の意見が寄せられ、国会答弁にそった内容に修正された。粘り強い取り組みの結果である。

生活保護制度改悪の動きには、反貧困ネットワークをはじめとする各団体と協力して反対運動を行っていく。

年金、手当等の所得保障政策に関しては、残念ながら政策課題としては表立ったものは見受けられない。DPI 日本会議としては、改正障害者基本法での社会モデルを取り入れた障害者の定義をふまえて、年金・手当等の支給基準を身体状況のみを判断基準とするのではなく、障害者の生活実態を取り入れたものに見直すことを訴えていく

1. 年金制度の見直し

- ・年金制度のあり方に関しては、年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを求めていく。
- ・障害基礎年金の給付水準を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準の目安としては、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額の獲得を目指していく。
- ・現在、無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図る。また、無拋出の障害基礎年金制度にのみ設定されている所得制限規定は撤廃する。

上記の提案が実現されるまでは、現在施行されている「特定障害者特別給付金制度」の対象の拡大を図る。特に、不当にこの制度の対象外とされている在日外国人障害者の無年金者に対しては、受給可能とすべきである。また、無年金障害者問題の根本的解決が図られるまでは、特定障害者特別給付金の給付水準を障害基礎年金水準に引き上げる必要がある。

2. 手当制度

- ・特別障害者手当の性格を「自立生活手当」とする等の見直しを図り、知的障害、精神障害等をはじめとするすべての障害のある人を給付の対象とする。
- ・障害者の地域での住まい確保に向けた住宅手当の創設に向けて働きかける。

生命倫理・優生思想に関する取り組み

尊厳死法制化に向けての動きが急展開している。2013 年 12 月に立ち上げられた、自民党・尊厳死に関するプロジェクトチームは、本年 2 月に 3 回の会合を持ち、尊厳死協会、医師会などのヒアリングが行われた。障害者団体の代表も反対の立場でヒアリングに臨んだが、党の考え方を変えるには至っていない。通常国会への上程を目指ずとして、超党派の議員連盟を通じて、各党の考え方を整理するよう働きかけ、法案上程、党議拘束を外しての採決を目論んでいる。厚生労働省は、平成 26 年度予算案に「患者の意思を尊重した人生の最終段階における医療を確保するための体制整備支援事業（仮）」を盛り込んでいる。また、日本救急医学会など 3 学会は、合同で「終末期診療ガイドライン」を作成するとしている。

新型出生前診断をはじめ、生殖医療技術に関する報道が頻繁にされている。研究段階としつつも、『デザイナーベイビー、遺伝子解析、好みの赤ちゃん』、『遺伝子、卵子で一括診断。筋ジスなど数千種類の病気』など障害の有無による産み分けにとどまらないところまで、選別の技術は進展していると言える。また、『新型出生前診断がマスキングも可能に』との研究報告も報じられている。

こうした情勢を踏まえ、以下の取り組みを行う。

1. 尊厳死法制化阻止に向けて、「法制化に反対する会」に結集し、ロビー活動や集会等に参加していく。
2. 「介護保障を考える弁護士と障害者の会」と連携して、必要とする医療、介助体制の構築を目指して取り組む。
3. 生殖医療技術に対する考え方を整理するために学習、討論を行うとともに、障害者の視点から生命倫理、優生思想に関する問題を社会にアピールしていく。

女性障害者の複合差別に関する取り組み

DPI 女性障害者ネットワークの協力の下、2011 年度に行った複合差別調査は、現在もなお研究者、自治体、マスコミ等からの問い合わせが多く、2014 年度も継続して積極的な啓発活動を行う。

また、2014 年 3 月に京都府議会で採決された条例には、女性障害者及びその複合差別という概念が初めて入った画期的なものとなった。それに続く条例が各地で作られることを促進していく。差別解消法に施行に向けた基本方針の策定においても、女性障害者の声を反映させ、独立した項目を設けるための運動を継続する。そして女性障害者が政策提言の場や地域協議会等で発信していけるよう当事者エンパワメント、ネットワーク拡充を進める。

一方で新型出生前診断の動向にも引き続き注視し、意思表明を行っていく。

2) 調査研究事業

障害者総合福祉サービス法プロジェクトに関する取り組み

総合支援法の附則の見直しまで、残すところ 2 年となった。総合支援法制定時の国会審議での大臣答弁で確認されている通り、「骨格提言の計画的・段階的実現」の機会として抜本的な見直しを求めていく必要がある。

特に、パーソナルアシスタンス・サービスの実現と密接に関連する課題として、常時介護を必要とする者の支援や支給決定、意思決定支援の在り方に関連した提言を準備していくことが急務である。また、自立生活運動の第一世代の多くが今後 65 才以上になることから、介護保険との関係も実態的に大きな課題となってくる。

こうした点を見据えて、提言を準備できるように、サービス法 PT での検討を進めていく。

3) 広報・啓発事業

広報各媒体の充実に向けて

DPI 日本会議として、季刊誌・月刊紙を中心としつつ、メールマガジン・ブログ、ホームページ、それぞれの特長を活かした情報発信を心がける。

季刊誌については昨年 9 月の三澤了前議長の逝去に伴い、編集長が空席となっており、新編集長の就任・新たな体制等について、幹事会・常任委員会等において引き続き検討を進める。また各号について早い時期から企画、編集依頼を行うことで、紙面の質を高める。コスト削減については、引き続き校正スケジュールの遵守による経費抑制を図ると共に複数業者の検討も進めていく。

月刊紙については、加盟団体との繋がりを重視し、引き続き「写真交流館」や「加盟団体リレートーク！」を継続連載する。また記事の速報性を重視し、季刊誌との役割の棲み分けを徹底する。

ホームページについては、視覚障害者へのアクセシビリティに配慮し作成されている情報保障の特性と速報性の兼ね合いについて、メールマガジン、ブログと連携を取り、速報性が求められる情報は随時発信をしていく。機関誌との情報、企画の連動についても引き続き検討していく。

4) 普及・参画事業

加盟団体への支援、ネットワーク強化に向けて

DPI 日本会議の地方ブロックの形成は、今後の地方分権改革への対応や草の根の障害者運動の結集という点からも重要である。また、障害者制度改革の第2ラウンドでは、各自治体での差別禁止条例制定や「差別解消支援地域協議会」等、地域での取り組みがより一層重要性を増してくる。そうした点をふまえて、加盟団体を拡大していくとともに、可能な地域から地方ブロック化に向けた準備を進める。また、救援活動の展開とインクルーシブなコミュニティの新生に向けて、被災地の加盟団体・関係団体への支援、連携を進める。さらに、引き続き JDF の地域フォーラム等の開催に当り、その地域の加盟団体と連携を取る。

講師派遣、点字印刷

2014 年度も引き続き、各地の障害者団体が主催する学習会や集会に対し、権利条約や障害者制度改革及び差別解消法・差別禁止条例、総合支援法等をテーマとした講師派遣を積極的に行う。また、点字印刷物の作成について、依頼に対し柔軟に応じ、視覚障害者への情報保障を担う。

DPI 障害者政策討論集会

第3回目の開催となる政策討論集会は、DPI 日本会議としての政策方針と活動の検証を行う場として、重要な場となっている。2014 年 1 月 20 日に障害者権利条約が批准され、今後はその完全実施に向けて、一層取り組みを進めていかなければならない。そのため、地域での自立生活、インクルーシブ教育、成年後見制度、精神医療のあり方など、条約に照らして日本の現行制度を検証する。

5) 権利擁護事業

DPI 障害者権利擁護センターの活動について

知的障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、慢性疾患・難病患者などの相談が長期・継続化しており、研修を通じた相談員の強化が望まれる。さらに、首都圏以外の相談がメール・電話によるものが主になってしまうため、各地域の相談機関との連携の強化が引き続き必要である。また、移動・交通・アクセシビリティ関係の相談については、運営アドバイザーとの連携も引き続き行っていく。また、相談業務で明らかとなった差別実態や地域格差などは集約した上で常任委員会に報告し、運動に繋げていくことも重要である。

こうした状況を踏まえ、2014 年度の方針として下記を挙げる。

1. 相談体制の強化

相談員の増員を含む相談体制の強化、相談員相互の情報のさらなる共有、研修の定期化を図る。

2. 関係機関との連携の強化

全国各地の障害当事者が運営している各種センターや運動団体との連携を強める。また、各種人権擁護機関・団体との関係を強化する。

3. 既存の福祉サービスでは対象にならず、社会的に排除されている障害者への相談強化に取り組む。

3. 組織体制整備

会員および支援者の増大に向けて

2014 年度も引き続き、DPI 日本会議の活動への理解と周知を得て、加盟団体のない地域における正会員、賛助会員及び購読会員、寄付や支援を獲得するよう努める。

また、活動最終年度となる救援本部への活動資金を幅広く呼びかけるために、被災地支援・復興活動を行う NPO 法人・認定 NPO 法人に対する支援措置、助成金等についての情報収集や、この間の救援活動の中で得られた新たなネットワーク、支援者へのアプローチを積極的に行っていく。併せて個人情報等の管理体制、支援者・関係者データベースの整備にも引き続き取り組む。

女性障害者の積極的登用について

2012 年度総会での決定を受けて、常任委員構成比率の積極的差別是正措置として、特別常任委員枠を設け、女性当事者 3 名が就任した。

今回の常任委員改選にあたり、ジェンダーバランスの改善および女性障害者の課題への取り組みの強化のため、引き続き特別常任委員として女性枠を常任委員会および幹事会に設定する。人数は 5 名を上限として、常任委員状況と最低基準（30%）を勘案して選出する。

事務局の体制整備について

DPI 日本会議の役割、並びに求められる業務内容の複雑・多岐化に対応すべく、事務局員のための研修、職員の雇用体制の見直し、翻訳・点訳・事務局運営等におけるボランティアの確保など、引き続き事務局体制及び環境整備等を行う。

財政および予算執行について

加盟団体や協力団体を中心に財政支援の呼びかけ、会員の確保を積極的に行い、DPI 日本会議の運動の周知および安定的な財源確保に努める。過去の事業収支や寄付、会員の推移について分析し、財政および予算執行状況の確認や資金調達方針の見直しを定期的に行い、常任委員会や事務局内で共有する。

また、2014 年 3 月に取得した新認定 NPO 法人および NPO 法人会計基準を活用し、より公正な組織運営を目指す。同時に、NPO 政策連絡会議をはじめ認定 NPO 法人制度の改正や寄付税制拡充のための運動に参加し、認定 NPO 法人としての社会的信用の獲得を目指す。

また、定款第 8 条に定める正会員会費についての見直しを引き続き検討する。